

コロナ対策期間における NICSS 事務所会議室利用規約

コロナウィルス対策として当面の間、会議室の利用にあたっては以下を遵守願います。

- 1)入室の際は、アルコールジェルまたはハンドソープで手を殺菌して下さい。
- 2)入室の際はマスクを着用下さい。マスクを持参してこられなかった人はNICSS事務局で用意してありますので、ご利用下さい。
- 3)ベランダ側の窓を開け、キッチンの換気扇を回して会議室の換気をお願いします。
- 4)会議はパーティションで仕切られた所定の位置に着席下さい。その際、机をアルコールウェットティッシュまたはアルコール洗浄液等で拭いてから机を使用して下さい。
- 5)パーティションで仕切られた所定の位置に着席中はマスクを外してもよいですが、隣席の人との会話はマスクを着用して行って下さい。
- 6)会議が終了した後は、使用した机をアルコールウェットティッシュまたはアルコール洗浄液等で机を拭いてから離席して下さい。透明パーティションは拭かないで下さい。
- 7)ベランダ側の窓を閉め、換気扇をOFFにして下さい。
- 8)お帰りの際は、アルコールジェルで消毒してから退室願います。

以上